

令和5年6月21日

日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可
(令和5年6月21日 諮問第16号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(植村課長補佐、行徳係長)

電話：03-5253-5777

日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第 2 項の規定に基づき、日本放送協会放送受信料免除基準（以下「免除基準」という。）の変更の認可申請があった。

なお、当該認可申請は、NHK 受信料制度等検討委員会の答申（令和 4 年 12 月 22 日）及び経営委員会による意見募集（令和 5 年 4 月 12 日から同年 5 月 11 日まで）の結果を踏まえて行われたものである。

1) 免除基準の変更内容及び理由

新型コロナウイルスの感染拡大による社会経済への影響の長期化に加え、世界規模での物価高騰の影響など、学生本人だけでなく親元等を取り巻く経済状況はますます厳しくなっている。とりわけ親元等から離れて暮らす学生は、アルバイトによる収入や仕送りが減少していることなどから、経済的に厳しい状況が続いていると考えられる。こうした状況を踏まえ、協会が親元等から離れて暮らす学生のうち、社会保険制度において被扶養者となっている学生や、被扶養者となっている学生と同等の収入水準にある学生についても受信料の全額免除の対象とするため、規定の整備を行うもの。

また、協会は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある場合において、免除すべき受信契約の範囲、免除の期間等につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたものに係る受信料を免除するために令和 2 年 5 月に新設した特例について、令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が「5 類感染症」に移行したことから、規定を削除するもの。

2) 変更しようとする条項

別紙（新旧対照表）のとおり

3) 事業収支に及ぼす影響

(令和5年度)

減収額 約10.0億円

支出額 約0.9億円

(令和6年度)

減収額 約20億円

2 施行期日

令和5年10月1日から施行する。

なお、令和5年7月下旬を目途に、免除基準第1項(6)による免除申請の事前受付を開始予定。

3 審査の結果

本件申請は、親元などから離れて暮らす学生のうち経済的に厳しい状況にある学生について、外部有識者から構成される「NHK受信料制度等検討委員会」の答申(令和4年12月22日)や、視聴者・国民を対象とした意見募集(令和5年4月12日から同年5月11日まで)の結果を踏まえ、受信料の負担の軽減の観点から、受信料免除の対象とするものであり、必要かつ適当なものと認められる。

また、本件免除による事業収入の減収額については、令和5年度10.0億円、令和6年度以降年間20億円と見込まれ、本件免除に係る支出額については、令和5年度0.9億円と見込まれるところ、日本放送協会が公共放送の担い手として社会的使命を果たす上で大きな影響を及ぼすものではないと認められる。

よって、本件申請については、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

(別紙) 日本放送協会放送受信料免除基準の変更案

日本放送協会放送受信料免除基準 新旧対照表 (_____ 部分は、変更部分)

変更案	現行				
<p>1 全額免除 <u>(年間収入が一定額以下等の別住居の学生)</u> (6) (略)</p>	<p>1 全額免除 <u>(奨学金受給対象等の別住居の学生)</u> (6) (略)</p>				
<p>付 則 (施行期日) 1 この基準は、<u>令和5年10月1日から施行する。</u> 2 (略) (削除)</p>	<p>付 則 (施行期日) 1 この基準は、<u>令和2年5月8日から施行する。</u> 2 (略) <u>(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置)</u> 3 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがある場合において、免除すべき放送受信契約の範囲、免除の期間等につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたものは、放送受信料の免除の対象とする。</u></p>				
<p>別表4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">学 生</td> <td style="padding: 5px;"> <p><u>(年間収入が一定額以下の学生)</u> 1 <u>前年の年間収入が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する次の各号の額の合計額以下の学生</u> (1) <u>給与所得控除額のうち最も低い額</u> (2) <u>勤労学生控除の控除額</u> (3) <u>基礎控除の控除額のうち最も高い額</u></p> <p><u>(国民年金保険料の学生納付特例対象の学生)</u> 2 <u>国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条の3に規定する国民年金保険料の学生納付特例の適用を受けている学生</u></p> </td> </tr> </table>	学 生	<p><u>(年間収入が一定額以下の学生)</u> 1 <u>前年の年間収入が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する次の各号の額の合計額以下の学生</u> (1) <u>給与所得控除額のうち最も低い額</u> (2) <u>勤労学生控除の控除額</u> (3) <u>基礎控除の控除額のうち最も高い額</u></p> <p><u>(国民年金保険料の学生納付特例対象の学生)</u> 2 <u>国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条の3に規定する国民年金保険料の学生納付特例の適用を受けている学生</u></p>	<p>別表4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">学 生</td> <td style="padding: 5px;"> <p>(新設)</p> </td> </tr> </table>	学 生	<p>(新設)</p>
学 生	<p><u>(年間収入が一定額以下の学生)</u> 1 <u>前年の年間収入が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する次の各号の額の合計額以下の学生</u> (1) <u>給与所得控除額のうち最も低い額</u> (2) <u>勤労学生控除の控除額</u> (3) <u>基礎控除の控除額のうち最も高い額</u></p> <p><u>(国民年金保険料の学生納付特例対象の学生)</u> 2 <u>国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条の3に規定する国民年金保険料の学生納付特例の適用を受けている学生</u></p>				
学 生	<p>(新設)</p>				

変更案	現行
<p><u>(健康保険等の被扶養者である学生)</u> 3 <u>次の各号の健康保険等の被扶養者である学生</u> (1) <u>健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 7 項に規定する健康保険の被保険者の被扶養者である学生</u> (2) <u>船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 9 項に規定する船員保険の被保険者の被扶養者である学生</u> (3) <u>国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する組合員の被扶養者である学生</u> (4) <u>地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する組合員の被扶養者である学生</u> (5) <u>私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 2 5 条に規定する加入者の被扶養者である学生</u></p> <p><u>(国民健康保険の修学特例対象の学生)</u> 4 <u>国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 1 1 6 条に規定する修学中の被保険者の特例の適用を受けている学生</u></p> <p>(奨学金受給対象の学生) 5 (略)</p> <p>6 <u>別に定めるところにより、経済的理由の選考基準があり、5 の奨学金制度と趣旨目的が一致すると NHK が認める奨学金制度の奨学金を受給している学生</u></p> <p>(授業料免除対象の学生) 7 (略)</p>	<p>(奨学金受給対象の学生) 1 (略)</p> <p>2 <u>別に定めるところにより、経済的理由の選考基準があり、1 の奨学金制度と趣旨目的が一致すると NHK が認める奨学金制度の奨学金を受給している学生</u></p> <p>(授業料免除対象の学生) 3 (略)</p>

変更案		現行	
	(市町村民税非課税世帯の学生) <u>8</u> (略)		(市町村民税非課税世帯の学生) <u>4</u> (略)
	(公的扶助受給世帯の学生) <u>9</u> (略)		(公的扶助受給世帯の学生) <u>5</u> (略)
(注) <u>本表における「年間収入」とは、給与収入の場合は源泉徴収される前の支給総額、給与収入以外の場合は、総収入から確定申告で認められた必要経費を控除した所得額とする。</u> 本表における「学生」とは、学校教育法上の学生または生徒を意味するが、聴講生、科目等履修生は含まない。		(注) 本表における「学生」とは、学校教育法上の学生または生徒を意味するが、聴講生、科目等履修生は含まない。	

令和 5 年 6 月 2 1 日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可
(令和 5 年 6 月 2 1 日 諮問第 1 7 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(植村課長補佐、行徳係長)

電話：03-5253-5777

日本放送協会放送受信規約の変更の認可

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第 3 項の規定に基づき、日本放送協会放送受信規約（以下「受信規約」という。）の変更の認可申請があった。今般の認可申請は、受信規約の条項を、令和 5 年 3 月に国会の承認を受けた協会の令和 5 年度収支予算に記載された内容に一致させるための変更を行うものである。

1) 受信規約の変更内容及び理由

受信契約者への還元を目的とし、令和 5 年 10 月 1 日より受信料額の引下げを実施するため、所要の規定整備を行うものである。

2) 変更しようとする条項

別紙（新旧対照表）のとおり

3) 事業収支に及ぼす影響

（令和 5 年度）

減収額 約 380 億円

支出額 約 1 億円

なお、令和 6 年度以降は、約 760 億円の減収額を見込んでいる。

2 施行期日

令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

3 審査の結果

本件は、受信契約者への還元を目的として受信料額の改定を行うものであり、また、令和 5 年 3 月に国会の承認を受けた協会の令和 5 年度収支予算に記載された内容に一致させるための変更であることから、妥当なものである。加えて、今般の変更による令和 5 年度の減収額は約 380 億円、支出額は 1 億円と見込まれているところ、財政安定のための繰越金を充当することから、現状の協会の事業収支に影響を及ぼすものではない。したがって、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

(別紙) 日本放送協会受信規約の変更案

日本放送協会放送受信規約 新旧対照表

(_____ 部分は、変更部分)

変更案		現行																																																	
<p>(放送受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>月 額</th> <th>6 か月 前払額</th> <th>12 か月 前払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上 契約</td> <td><u>1,100 円</u></td> <td><u>6,309 円</u></td> <td><u>12,276 円</u></td> </tr> <tr> <td>衛星 契約</td> <td><u>1,950 円</u></td> <td><u>11,186 円</u></td> <td><u>21,765 円</u></td> </tr> <tr> <td>特別 契約</td> <td><u>860 円</u></td> <td><u>4,934 円</u></td> <td><u>9,599 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p>		種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額	地上 契約	<u>1,100 円</u>	<u>6,309 円</u>	<u>12,276 円</u>	衛星 契約	<u>1,950 円</u>	<u>11,186 円</u>	<u>21,765 円</u>	特別 契約	<u>860 円</u>	<u>4,934 円</u>	<u>9,599 円</u>	<p>(放送受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>支払区分</th> <th>月 額</th> <th>6 か月 前払額</th> <th>12 か月 前払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地上 契約</td> <td>口座・クレジット</td> <td><u>1,225 円</u></td> <td><u>7,015 円</u></td> <td><u>13,650 円</u></td> </tr> <tr> <td>継続振込等</td> <td><u>1,275 円</u></td> <td><u>7,300 円</u></td> <td><u>14,205 円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星 契約</td> <td>口座・クレジット</td> <td><u>2,170 円</u></td> <td><u>12,430 円</u></td> <td><u>24,185 円</u></td> </tr> <tr> <td>継続振込等</td> <td><u>2,220 円</u></td> <td><u>12,715 円</u></td> <td><u>24,740 円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別 契約</td> <td>口座・クレジット</td> <td><u>955 円</u></td> <td><u>5,475 円</u></td> <td><u>10,650 円</u></td> </tr> <tr> <td>継続振込等</td> <td><u>1,005 円</u></td> <td><u>5,760 円</u></td> <td><u>11,205 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。</p> <p>2～4 (略)</p>		種別	支払区分	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額	地上 契約	口座・クレジット	<u>1,225 円</u>	<u>7,015 円</u>	<u>13,650 円</u>	継続振込等	<u>1,275 円</u>	<u>7,300 円</u>	<u>14,205 円</u>	衛星 契約	口座・クレジット	<u>2,170 円</u>	<u>12,430 円</u>	<u>24,185 円</u>	継続振込等	<u>2,220 円</u>	<u>12,715 円</u>	<u>24,740 円</u>	特別 契約	口座・クレジット	<u>955 円</u>	<u>5,475 円</u>	<u>10,650 円</u>	継続振込等	<u>1,005 円</u>	<u>5,760 円</u>	<u>11,205 円</u>
種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額																																																
地上 契約	<u>1,100 円</u>	<u>6,309 円</u>	<u>12,276 円</u>																																																
衛星 契約	<u>1,950 円</u>	<u>11,186 円</u>	<u>21,765 円</u>																																																
特別 契約	<u>860 円</u>	<u>4,934 円</u>	<u>9,599 円</u>																																																
種別	支払区分	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額																																															
地上 契約	口座・クレジット	<u>1,225 円</u>	<u>7,015 円</u>	<u>13,650 円</u>																																															
	継続振込等	<u>1,275 円</u>	<u>7,300 円</u>	<u>14,205 円</u>																																															
衛星 契約	口座・クレジット	<u>2,170 円</u>	<u>12,430 円</u>	<u>24,185 円</u>																																															
	継続振込等	<u>2,220 円</u>	<u>12,715 円</u>	<u>24,740 円</u>																																															
特別 契約	口座・クレジット	<u>955 円</u>	<u>5,475 円</u>	<u>10,650 円</u>																																															
	継続振込等	<u>1,005 円</u>	<u>5,760 円</u>	<u>11,205 円</u>																																															
<p>(多数契約一括支払に関する特例 (多数一括割引))</p> <p>第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準（以下「免除基準」という。）の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、</p>		<p>(多数契約一括支払に関する特例 (多数一括割引))</p> <p>第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準（以下「免除基準」という。）の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支</p>																																																	

変更案			現行		
<p>支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。</p>			<p>払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、<u>支払区分が継続振込等の</u>放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。</p>		
契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額		契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約		衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円	10件以上	300円	90円
<p>2 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件<u>または特別契約の契約件数が9件</u>である1の放送受信契約者については、<u>その衛星契約または特別契約</u>の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</p>			<p>2 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件である1の放送受信契約者については、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</p>		
<p>3 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が支払う放送受信料について、放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定</p>			<p>3 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が支払う放送受信料について、<u>支払区分が継続振込等の</u>放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第1項に定める額に第5条の4また</p>		

変更案	現行
<p>める減額分を加算したものとする。</p> <p>4 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の放送受信料額を用いるものとする。</p> <p>(1) 衛星契約の契約件数が<u>7件、8件または9件</u>であるとき</p> <p>(2) 特別契約の契約件数が<u>8件または9件</u>であるとき</p> <p>5 (略)</p>	<p>は第5条の5に定める減額分を加算したものとする。</p> <p>4 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の放送受信料額を用いるものとする。</p> <p>(1) 衛星契約の契約件数が8件または9件 <u>(沖縄県の区域に居住する放送受信契約者にあつては、7件(6か月前払額または12か月前払額である場合に限る。))、8件または9件とする。</u>であるとき</p> <p>(2) 特別契約の契約件数が9件であるとき</p> <p>5 (略)</p>
<p>(団体一括支払に関する特例(団体一括割引))</p> <p>第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、放送受信料額から、1件あたり月額<u>180円</u>を減じて支払うものとする。</p> <p>2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したも</p>	<p>(団体一括支払に関する特例(団体一括割引))</p> <p>第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、<u>支払区分が継続振込等の</u>放送受信料額から、1件あたり月額<u>200円</u>を減じて支払うものとする。</p> <p>2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、<u>支払区分が継続振込等の</u>放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額、前項に定める額に次条に定める</p>

変更案	現行
<p>のとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>減額分を加算したものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(事業所契約に関する特例 (事業所割引))</p> <p>第5条の5 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、放送受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する1件については、放送受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用する。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(事業所契約に関する特例 (事業所割引))</p> <p>第5条の5 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、<u>支払区分が継続振込等の</u>放送受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する1件については、放送受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用し、<u>支払区分が継続振込等の</u>放送受信料額を支払うものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(放送受信料の支払方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかつたとき(次項の場合を除く。)は、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。</p>	<p>(放送受信料の支払方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかつたとき(次項の場合を除く。)は、放送受信契約者は、当該請求期間分は<u>支払区分が継続振込等の</u>放送受信料額をその他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の放送受信料については<u>支払区分が継続振込等の</u>放送受信料額を継続振込によ</p>

変更案	現行
<p>8 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかった場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、放送受信契約者は、当該請求期間分は<u>その他の支払方法により支払わなければならない</u>。当該請求期間後の放送受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。</p> <p>9～12 (略)</p> <p>13 NHKがクレジットカード会社等に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分は<u>その他の支払方法により支払わなければならない</u>。当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。</p>	<p>り支払うものとする。</p> <p>8 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかった場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、放送受信契約者は、当該請求期間分について、<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額を</u>その他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。</p> <p>9～12 (略)</p> <p>13 NHKがクレジットカード会社等に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分は<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額を</u>その他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額を</u>継続振込により支払うものとする。</p>
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和5年<u>10月</u>1日から施行する。</p> <p>2～16 (略)</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和5年<u>4月</u>1日から施行する。</p> <p>2～16 (略)</p>

変更案				現行				
別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第5条第2項関係）				別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第5条第2項関係）				
種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額	種別	支払区分	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額
地上 契約	965 円	5,539 円	10,778 円	地上 契約	口座・クレジット	1,075 円	6,165 円	11,995 円
					継続振込等	1,125 円	6,450 円	12,555 円
衛星 契約	1,815 円	10,416 円	20,267 円	衛星 契約	口座・クレジット	2,020 円	11,580 円	22,530 円
					継続振込等	2,070 円	11,865 円	23,090 円